

別表 1 (第 3 条関係)

< 補助の対象基準 >

区 分	基 準
ア 受入対象	保護者が労働等により昼間家にいない、または、当該児童への対応ができない状況にある小学生
イ 開設日数	<p>①平日（月～金） 200 日以上 ②長期休業（月～金） 35 日以上 ③長期休業の（土） 5 日以上 ④上記以外の（土） 40 日以上</p> <p>※①②④を単独、あるいは、①～④を組み合わせて申請することを可能とする。</p> <p>※①について、平日の学校開校日が 200 日を下回る場合は、200 日を平日の学校開校日数以上と読み替える。</p> <p>※夏季・冬季・学年末いずれかの長期休業期間のみ開設するが、受入対象の児童の小学校区の長期休業期間中の②③該当日が基準日数を満たさない場合は、②③該当日の 9 割以上と読み替える。</p>
ウ 開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・学校開校日 2.5 時間以上 ・土・長期休業 7.5 時間以上
エ 開設場所	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けること ・専用区画での開設が望ましい ・区画の面積は、児童 1 人あたり 1.5 m²以上でなければならない
オ 利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保のため、1 集団 50 人以下 ・下限は 10 人 ・各日において利用定員の上限を超えて受け入れることはできない。
カ 運営スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・集団ごとにスタッフは複数人配置（うち 1 人は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者または児童福祉法に規定する事業に従事した者） ・スタッフのうち 1 人は専任
ク 保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ及び在籍児童は傷害保険へ加入すること ・市、同一校区内の放課後児童会、利用者の通学する小学校等と連携して支援にあたるよう努めること